

生産者責任による製品等循環利用促進法案（法案作成講座第5期 2009/12/04）

（目的）

第一条 この法律は、循環型社会形成推進基本法（平成十二年六月二日法律第百十号）の基本理念にのっとり、製品等の設計に関する原則及び製品等の循環利用及び処分に関する原則を定めるとともに、生産者が製品等の設計段階において製品等に関する環境への負荷を低減させるために果たすべき責任（以下「生産者責任」という。）を明確化するために必要な措置を講ずることにより、製品等の適正な循環的な利用及び処分を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定製品等」とは、当該製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進されることが、とくに必要な製品等として政令で定めるものをいう

2 この法律において「生産者」とは、製品の設計に関して支配的な影響力を有する事業者をいう。

2 この法律において「特定生産者」とは、次に掲げる者をいう。

一 特定製品等の設計に関して支配的な影響力を有する生産者として政令で定めるもの

二 特定製品等の輸入を行う者

（製品等の設計に関する原則）

第三条 製品等の設計に当たっては、次に掲げる事項を満たすように行われなければならない。

一 当該製品等に係る原材料の採取から当該製品等が循環利用できなくなった場合の廃棄に至る各段階における環境への負荷の発生をできる限り少なくすること

二 当該製品等がそのまま又は修理を行って繰り返し使用され、又はその全部又は一部が部品その他製品の一部として使用されることに適すること

三 当該製品等の耐久性を向上させ、

当該製品等が長期間使用されることに適すること

四 当該製品等の設計に際して、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料をできる限り利用すること

（製品等の循環利用及び処分に関する原則）

第四条 製品等は、循環型社会形成推進基本法第七条に規定する循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則にのっとり、循環的に利用及び処分がなされなければならない。この場合において、同法同条第三号に規定する熱回収は、地球温暖化の防止、大気汚染の防止その他の環境の保全の観点からも正当化される場合に限って行われなければならない。

（基本方針）

第五条 主務大臣は、生産者責任による製品等の循環的な利用を総合的かつ計画的に推進するため、製品等に関する生産者責任の明確化に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公表するものとする。

2 基本方針は、特定製品等への指定に関する目標、特定製品等の循環的な利用に関する目標その他製品等に関する生産者責任の明確化に関する事項について定めるものとする。

3 主務大臣は、前項の事情の変動のため必要があるときは、基本方針を改定するものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、前項の規定による基本方針の改定に準用する。

（生産者の責務）

第六条 生産者は、第三条に掲げる製品等の設計に関する原則にのっとり、適正に設計を行わなければならない。

2 生産者は、その設計に係る製品等が使用された後に、廃棄物となることができるだけ抑制されるよう、引取、再使用、再生利用などの必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 生産者は、第四条に掲げる製品等の循環利用及び処分に関する原則にのっとり、その設計に係る製品等の循環利用及び処分が行われるよう、必要な情報を提供するよう努めなければならない。

（製品等の使用者の責務）

第七条 製品等の使用者は、なるべく大切に長期間使用するとともに、使用後に適切に引取場所に持って行くこと等により、製品等が廃棄物となることができるだけ抑制されるように努めなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第五条に定める基本方針にのっとり、製品等に関する生産者責任の明確化に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、第五条に定める基本方針にのっとり、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、製品等に関する生産者責任の明確化を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

（特定生産者の引取義務）

第十条 特定生産者は、自らの事業活動に係る特定製品等の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、特定製品等を引き取る場所としてあらかじめ当該特定生産者が指定した場所（以下「指定引取場所」という。）において、当該特定製品等を引き取らなければならない。

2 前項の引取りは、特定製品等ごとに主務省令で定める引取りに関する基準に従い、行わなければならない。

（特定生産者の循環利用義務等）

第十一条 特定生産者は、特定製品等を引き取ったときは、遅滞なく、当該特定製品等の循環利用を行わなければならない。

2 前項の循環利用は、特定製品等ごとに主務省令で定める循環利用に関する基準に従い、行わなければならない。

（指導及び助言）

第十二条 主務大臣は、特定生産者に対し、第十条の規定による特定製品等の引取り又は前条の規定による特定製品等の循環利用に必要な行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は循環利用に

必要な行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(特定製品等の引取及び循環利用の委託に係る認定)

第十三条 特定生産者は、他の事業者が委託して、特定製品等の引取及び循環利用を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、主務大臣の認定を受けることができる。

一 当該引取が、当該特定製品等のみを引取るものであり当該引取に係る製品等の質がその引取によって低下しないことその他主務省令で定める引取に関する基準を満たすものであること。

二 当該循環利用が、主務省令で定める循環利用に関する基準を満たすものであること。

三 委託を受ける事業者が当該引取及び循環利用を適正かつ円滑に行うことができる技術的能力を有するものであること。

2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 委託を受ける事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 当該特定製品等の引取及び循環利用の方法

3 主務大臣は、第一項の認定の申請に係る引取及び循環利用が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

4 主務大臣は、第一項の認定に係る委託が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

5 前各項に規定するもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定製品等に対する表示の標準となるべき事項)

第十四条 主務大臣は、主務省令で、特定製品等ごとに、次に掲げる事項につき表示の標準となるべき事項を定

めるものとする。

一 特定製品等である旨を示すために表示すべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して特定生産者が遵守すべき事項

(勧告及び命令)

第十五条 主務大臣は、正当な理由がなくて第十条に規定する引取り又は第十一条に規定する循環利用に必要な行為をしない特定生産者があるときは、当該特定生産者に対し、当該引取り又は循環利用に必要な行為をすべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前条第一項の主務省令で定める同項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同項の主務省令で定める同項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない特定生産者があるときは、当該特定生産者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

3 主務大臣は、前二項に規定する勧告を受けた特定生産者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定生産者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(特定製品等が一般廃棄物として排出されることを抑制するための措置)

第十六条 市町村は、特定製品等が一般廃棄物として排出されることを抑制するために必要な措置を講ずるものとする。

(生産者責任保険)

第十七条 特定生産者は、当該事業者が解散、廃止等廃業した場合にあっても、当該事業者に係る特定製品等の引取義務が当該事業者に代わって履行されるための保険(以下「生産者責任保険」という。)の契約を締結するものとする。

2 生産者責任保険に関し必要な事項については、別に法律で定める。

(循環利用引当金)

第十八条 国は、特定生産者が当該事業者に係る特定製品等に係る引取義務を履行するために必要な費用の見

込額として各事業年度において損金経理により循環利用引当金勘定に繰り入れた金額について、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができるよう、必要な税制上の措置を講ずるものとする。

(廃棄物処理法との関係)

第十九条 第十条第一項の規定に基づいて引取られる特定製品等及び第十四条第一項の認定に係る委託によって引取られる特定製品等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年十二月二十五日法律百三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物とみなさない。

(循環利用促進市民会議)

第二十条 国は、循環利用促進市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

2 第五条第一項に定める基本方針及びこの法律における主務省令を定めるに当たっては、循環利用の原則にしたがうとともに、その原案を作成する段階において、前項の市民会議に意見を求めなければならない。

3 国は、市民会議の参加者を公募し、その応募者のうちから公正な方法で選考しなければならない。

4 市民会議に関して必要な事項は、別に政令で定める。

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、環境大臣及び 大臣とする。

(罰則)

第二十二条 第十五条第三項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。